

京都市上下水道企業管理規程第25号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

「第4章 調整手当」を「第4章 地域手当」に改める。

第20条（見出しを含む。）及び第21条（見出しを含む。）中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第22条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 不正使用発見処理手当

(6) 年末年始出勤手当

第27条の2第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第29条を次のとおり改める。

（不正使用発見処理手当）

第29条 不正使用発見処理手当は、水道の不正使用を発見し、処理した職員に対し、次の各号に掲げる額を支給する。

(1) 京都市水道事業条例第4条の2第1項第3号に該当するものを発見したとき

1件につき1,000円

(2) 京都市水道事業条例第27条第2項に該当する者を発見したとき その者が支

払を免れた金額及び過料の合計の2割以内の額

2 前項の手当の支給について必要な事項は、別に定める。

第29条の次に次の2条を加える。

(年末年始出勤手当)

第29条の2 年末年始出勤手当は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの間に、正規の勤務、宿日直勤務及び休日における勤務に従事した職員に対し、当該勤務1回につき8,300円を超えない範囲内において支給する。

2 前項の手当の支給について必要な事項は、別に定める。

(能率手当)

第29条の3 能率手当は、特に精神的な緊張を強いられる勤務、作業の質的な困難性が高い勤務、特に時間的な負担が掛かる勤務等に従事し、高度の能率を上げた職員に対して、1の年度を通じて給料月額 \times 1.2 \times 100分の25を超えない範囲内において支給する。

2 前項の手当の支給について必要な事項は、別に定める。

第33条中「特殊勤務手当(」の右に「不正使用発見処理手当、年末年始出勤手当及び」を加える。

第34条の見出し及び同条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第2項の表(6)の項中「20日」を「40日」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第37条の6第2項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、第39条に規定する給与日額の3分の1に相当する額以内の額を加算することができる。

第39条第1項及び第43条各号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則第4項各号列記以外の部分中「平成20年」を「平成18年」に改め、「調整手当」の右に「及び平成18年4月分から平成20年3月分までの地域手当」を加え、同項第2号及び第3号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第2号様式（表面）を次のように改める。

第2号様式（第19条の5関係）

（表面）

通勤実情届

(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長 給与規程に基づき、通勤の実情を届け出ます。		届出理由	1 新規 2 異動 3 住所の変更 4 通勤方法の変更 5 運賃等負担額の変更		
		事実発生年月日	平成 年 月 日	現在の受給額	円
氏名及び氏名コード	印	所属及び勤務所の所在地	所属	勤務所の所在地	
住民票の住所			最寄りの交通機関の名称及び停留所又は駅の名称		
通勤に使用する住所	※要添付書類		住所から最寄りの交通機関の停留所又は駅までの徒歩の距離		Km

通常の通勤実情 (いずれかに○印)	1 交通機関(一部自転車等を使用する場合も含む) 2 自転車等(km)(自宅一勤務所自転車等のみの場合) 3 徒歩	身体の障害 (障害名及び等級)	※要添付書類
----------------------	--	--------------------	--------

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	備考
1		住居 から まで	km	分			
2		から まで	km	分			
3		から まで	km	分			
4		から まで	km	分			
5		から まで	km	分			
6		から 勤務所 まで	km	分			

メモ

	課長	課長補佐・係長	係員
決裁			

所属発送年月日	職員課受理年月日
年 月 日	

通勤実情届 記入上の注意

- この届出には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法は記入しない。
- 「通勤に使用する住所」には、通勤に使用する住所が住民票の住所と異なる場合に記入し、所属長の確認書を添付する。
- 「身体の障害」には、身体障害者手帳の交付を受けている職員で、歩行することが著しく困難である場合に障害名及び等級を記入し、状況報告書と身体障害者手帳の写しを添付する。
- 「通勤方法の別」には、徒歩、自転車、〇〇電鉄等の別を記入する。複数のバスが競合している区間について回数券を申請する場合は、複数のバスについて記入する。
- 「乗車券等の種類」には、〇毎月定期券、回数券等の別を記入する。
- 「左の乗車券等の額」には、定期券の額、回数券の額等乗車券等に応じる額を記入する。
- 「備考」には、定期券を持たない理由(複数のバスの競合区間等)などを記入する。
- 「通勤経路略図」(裏面)には、交通機関等を利用する者は最初に利用する交通機関の駅又は停留所までを記入し、自転車等を利用する者は住居から勤務所までを詳細に記入する。
- 往路と復路の通勤経路又は方法が異なる場合は、「メモ」に理由及び経路等を記入する。

氏名及び氏名コード	
-----------	--

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式の(別記記載要領第1)の人事異動通知(異動内容欄)記載の要領第12号及び第25号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(上下水道局総務部職員課)